

一般財団法人ファジィシステム研究所

研究における行動規範

(平成26年11月18日 理事会策定)

1. 研究活動

- (1) 本財団において研究活動に従事する者（以下「研究員」という。）は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有していることを自覚し、行動しなければならない。
- (2) 研究員は、研究者としての良心と信念に従って自らの責任で研究を遂行し、いかなる理由があっても研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担してはならない。
- (3) 研究員は、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めなければならない。
- (4) 研究員は、自己の研究計画について、明瞭に説明できるよう努めなければならない。また、研究成果の積極的な公表と社会への還元にも努めなければならない。
- (5) 研究員は、生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、人権を尊重しなければならない。
- (6) 研究員は、共同研究者が対等な人格であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。
- (7) 研究員は、条約、国内の法令や諸規則、および本財団の諸規程を遵守しなければならない。
- (8) 研究員は、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教等の違いによる差別を行ってはならない。
- (9) 研究員は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

2. 研究費の取扱い

- (1) 本財団の全ての職員等（役員、常勤職員、パートタイム職員、特別研究員及び兼任研究員）は、研究費の源泉が、本財団の運営費、国や地方公共団体等からの補助金、他財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを深く認識し、その負託に応えなければならない。また、研究費の不正使用が本財団における全ての活動に甚大影響を与えることを自覚し、研究費の適正な使用に努めなければならない。
- (2) 本財団の全ての職員等は、研究費の使用にあたっては、関係法令、公的研究費のガイドライン、本財団の競争的資金等の不正使用防止に関する規程、会計規程、当該研究費の使用に関する規程等の諸規程を遵守しなければならない。
- (3) 研究員は、研究計画に基づき、研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- (4) 本財団の全ての職員等は、取引業者との関係において国民の疑念や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- (5) 本財団の全ての職員等は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。